

**【写】**

富労発基 0823 第 3 号  
令和 5 年 8 月 23 日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山労働局長  
吉岡 勝利

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

令和 5 年 8 月 23 日付け富最賃審第 9 号をもって改正決定の必要性を認めるとの答申があつた下記特定最低賃金の改正決定について、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金